



鳥インフルエンザの発生を防止しましょう

鳥インフルエンザウイルスは、渡り鳥によって海外から持ち込まれると考えられています。秋から冬は渡りが始まり、本病発生の警戒が必要となる時期ですので、次のことに注意してください。

●家さん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥）を飼っている場合

①渡り鳥や野鳥との接触を避けるため、野外での放し飼いはしないようにしましょう。また、飼育小屋は防鳥ネット（2センチ角以下）で囲い、野鳥が入らないようにしましょう。

- ②飼育小屋を定期的に消毒し、清潔な状態で飼育しましょう。
- ③世話をする時には専用の履物、衣服を身に付け、終了後は履物、衣類、手指の消毒をしましょう。
- ④家さんの死亡が続くなど、異常がみられた場合は、すぐにつがる家畜保健衛生所に連絡してください。
- 死亡した野鳥を見つけた場合
- ①素手では触らないようにしましょう。
- ②多数の野鳥がまとまって死亡している場合は、鶴田町役場産業課農業振興班、または西北地域県民局地域農林水産部林業振興課にご相談ください。
- ③②以外の場合で死亡した野鳥を処理する際は、ビニール袋に入れ、一般ごみとして処分してください。

平成29年度鶴田町成人式を開催します

町では、新成人を祝福し激励するとともに、大人としての自覚を促すことを目的に、「平成29年度鶴田町成人式」を次のとおり開催します。

●日時
平成30年1月3日（水）
午後1時30分～

●場所
国際交流会館ホール

●対象者
平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれの方

●申込方法
町内在住の方（町に住所がある方）には、既に往復はがきでご案内しておりますが、町外にお住まいで参加をご希望される方は、直接担当までお申し込みください。

■問い合わせ先
鶴田町役場産業課
農業振興班（内線293）
西北地域県民局地域農林水産部つがる家畜保健衛生所
TEL0173（42）2276
西北地域県民局地域農林水産部林業振興課
TEL0173（72）6613

ふるさと寄付金のふるさと納税について

■問い合わせ・申込先
教育委員会 社会教育班
（内線212）

県では、ふるさと納税制度による寄附を受け付けています。ふるさと納税制度は、応援したいとお考えの県や市町村へ寄附をした場合に、現在お住まいの自治体の住民税から、寄附金額にに応じて一定額を控除するものです。

金融機関からのご入金、現金書留のほか、コンビニエンスストアやクレジットカードを利用して、県に対して寄附を行うことができます。

平成27年4月1日以降の寄附について、「ふるさと納税ワンストップ特例」が設けられ、一定の場合には控除を受けるために確定申告を行う必要がなくなり、手続きが簡素になりました。県外在住の方々や帰省されるご親戚・ご友人の方々にも、ぜひご紹介ください。

詳しくは、県税ホームページをご覧ください。お問い合わせください。お問い合わせ先
青森県総務部税務課

夕ぐれ窓口

12月の夕ぐれ窓口を次のとおり町民生活課窓口で開設します。

■開設期日 12月8日（金）、22日（金）

■開設時間 午後5時～6時

閉庁後に戸籍抄本・謄本（午後5時までに電話での申し込みが必要）や印鑑証明書、住民票が必要な方、町に対する苦情や意見、要望のある方はお気軽においでください。なお、町税の納付もできますので併せてご利用ください。

教育相談電話

子どもの悩みや心配事の相談を電話で受けています。秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。

■相談先
教育委員会（内線210）

■相談日時
月～金曜日
午前8時30分～午後4時30分
（土日、祝祭日、年末年始を除く）

行政・人権相談

町では、町民の皆さまの行政に対する意見や要望、日頃生活する上での困り事など、さまざまな内容の相談を受けるための行政相談と人権相談を行っています。

12月の相談日は次のとおりです。

■期日 5日（火）（※人権のみ）
11日（月）

■相談時間 午前10時～午後3時

■場所 国際交流会館1階102研修室

TEL 017(734)9064

平成29年度自衛官 募集案内について

- ①自衛官候補生(男子・女子)
●受験資格

採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の方
※受付は通年行っています。

※試験期日および試験会場については、お問い合わせください。

- ②陸上自衛隊高等工科学校
(一般採用試験)

- 受験資格

平成30年4月1日現在、15歳以上17歳未満(平成13年4月2日から平成15年4月1日までの間に生まれた方)の男子で中学校卒業者または、中等教育学校の前期課程修了(平成30年3月に中学校卒業または中等教育学校の前期課程修了見込みの者を含む)

- 受付期間

平成29年11月1日(水)から平成30年1月9日(火)まで

※締切日必着

- 試験期日

1次試験 平成30年1月20日(土)

- 2次試験

1次試験合格者のみ受験可

- 試験会場

・青森駐屯地(青森市)
・弘前医療福祉大学(弘前市)
・小中野公民館(八戸市)

- 問い合わせ先

自衛隊青森地方協力本部
五所川原地域事務所
五所川原市栄町34の6
TEL 0173(35)2305
TEL 0800(4367)4064

11月は労働保険適用 促進強化月間です

労働保険の加入手続きはお済みですか?

労働者を一人でも雇っている事業主(農林水産業の一部を除く)は労働保険(労災保険・雇用保険)に加入する義務があります(手続きを行わない場合、職権により強制適用されることがあります)。

- 労災保険

業務災害および通勤災害により負傷等をした場合、必要な保険給付を行います。

- 雇用保険

労働者が失業した場合、生活安定および再就職のための必要な失業給付を行います。

- 問い合わせ先

ハローワーク五所川原
TEL 0173(34)3171



乳幼児健康診査

場所：町保健福祉センター「鶴遊館」

【4か月児健康診査】

- ・月日 12月6日(水)
- ・受付 午後1時～1時10分
- ・対象 平成29年7月生
- ・内容 小児科診察・離乳食試食と進め方

【10か月児健康診査】

- ・月日 12月6日(水)
- ・受付 午後1時10分～1時20分
- ・対象 平成29年1月生
- ・内容 小児科診察・むし歯予防のお話・離乳食試食と進め方

【7か月児健康相談】

- ・月日 12月7日(木)
- ・受付 午前9時～9時10分
- ・対象 平成29年4月生
- ・内容 育児相談・離乳食試食と進め方

【1歳6か月児健康診査】

- ・月日 12月20日(水)

- ・受付 午後12時30分～12時40分
- ・対象 平成28年3～5月生
- ・内容 小児科・歯科診察、フッ素塗布、むし歯予防指導、発達・育児相談

※1歳6か月児健診は個別通知あり
※バスタオル・母子手帳を忘れずにお持ちください。また、風邪などの病気のあるお子さんは次回の健診を受けられますので、事前に保健師まで連絡してください。

※離乳食試食の際は、赤ちゃん用エプロン、おしぼりをお持ちください。

もうすぐ冬期総合健診です

- 月日 12月3日(日)、4日(月)
- 受付 午前8時～9時30分
- 場所 鶴遊館

※肺がん検診はありません。

★今年度、総合健診を申し込み済みの方で、8～9月に受けることができな

かった方は、忘れずに受診しましょう。また、新規申込も受け付けていますので、お問い合わせください。

がん検診精密検査の助成について

町のがん検診で要精検になった場合、精密検査料の一部を町で助成します(最大8千円まで)。

精密検査の対象になった方は、必ず早めに検査を受けましょう。
※検査にかかった医療費のみ対象となります(治療費は対象外)。

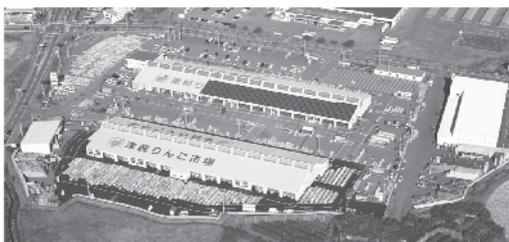
献血にご協力ください

- 日時 12月1日(金)
午前9時30分～11時30分
- 場所 豊明館

■申し込み・問い合わせ先

健康保険課 健康長寿班
(内線131、132、133、136)

【有料広告】



—地域と共に歩む 真心こめたりんごづくり—



(株)津軽りんご市場

〒038-3684 北津軽郡板柳町大字三千石字二湯 21-3

TEL 0172(72)1211 FAX 0172(72)1229

ホームページ <http://tsugaruringo.jp/>

ごしょがわら縁結びサポートセンターをご利用しませんか

五所川原市では、少子化の要因の1つとされる未婚化・晩婚化対策として、五所川原圏域の結婚を希望する独身男女を対象とするマッチングシステム「ごしょがわら縁結びサポートセンター」を開設しています。

●マッチングシステムとは

独身男女を対象とする1対1のお見合いシステムです。結婚を希望する独身男女が会員として、ご自身のプロフィール等を登録していただいた後に、異性の会員情報を閲覧し、お会いしたい方を探していただきます。

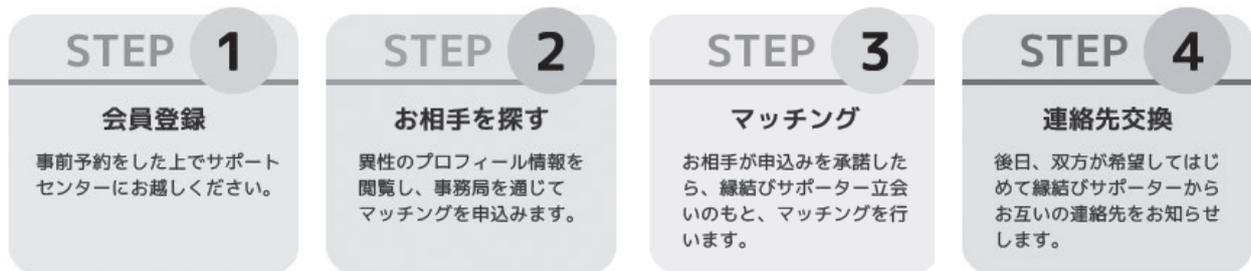
お会いしたい方が見つかった場合には、お相手の意思確認を行った上で縁結びサポーター立会いのもと、マッチング（お見合い）を行います。

●利用できる方

結婚を希望する満20歳以上の独身者で、五所川原圏域（五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町）在住または結婚後、五所川原圏域に居住する意向がある方が利用できます。

ごしょがわら縁結びサポートセンターのご利用には登録手続が必要となりますので、サポートセンター事務局にお問い合わせいただくか、サポートセンター専用ホームページをご確認ください。

●マッチングの流れ



●結婚支援を行う個人の方や企業等の皆さんへ

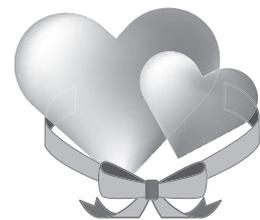
サポートセンターでは、マッチングシステムの利用者となる会員のほか、結婚希望者の支援を行う個人、企業等に「縁結びサポーター、団体サポーターおよび協賛団体」としてご登録いただいています。

縁結びサポーター、団体サポーターおよび協賛団体には、結婚希望者の支援や、従業員の婚活支援・婚活しやすい環境づくり等を行っていただき、サポートセンターでは、その活動の支援やホームページ等を通じて広報・PRを行っていきます。

結婚を希望する男女のお手伝いをしたいという方や、従業員の婚活を応援したいという企業等は、ぜひサポートセンターへご登録ください。

■問い合わせ先

ごしょがわら縁結びサポートセンター事務局（五所川原市企画課）
 TEL：0173（35）2111（内線2154）
 サポートセンター専用ホームページ
<https://www.city.goshogawara.lg.jp/marriage/>



必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も 青森県最低賃金改正のお知らせ

①青森県最低賃金が改正されます。金額等は次のとおりです。

時間額：738円（平成29年10月6日から）

②改正前の青森県最低賃金（716円）から22円の引き上げとなります。

③青森県最低賃金は、青森県内で働く全ての労働者と、労働者を一人でも使用している使用者に適用されます。

④製造業と小売業の一部には、特定（産業別）最低賃金が定められています。

⑤青森労働局長の許可なく青森県最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合は、最低賃金法違反となり、罰則規定（罰金額50万円以下）が適用されることがあります。

※詳しくは、青森労働局ホームページ（<http://aomori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>）からご覧になれます。

■問い合わせ先 青森労働局労働基準部賃金室 TEL：0173（734）4114 FAX：017（734）5821



21

世紀の町の担い手たち

お母さんからのメッセージ



快陸 (かいり) くんへ

快陸の笑顔にみんな癒されて
ます♥お姉ちゃんと仲良く、
元気に育ってね♥

(石岡 美佳さん・菖蒲川)

10月26日(木)に、国際交流
会館で行われた誕生証書交付式
に出席された方
(平成29年8月届け出)

誕生証書交付式では、出席者の皆さま
に町から誕生証書、児童育成支援金証書
(対象者のみ)を交付します。また、広
報掲載用の写真撮影、保健師や栄養士に
よる育児のお話、子育て支援センターの
保育士による絵本の読み聞かせ、絵本の
プレゼントなどを行っています。



△絵本の読み聞かせ

「もったいないばあさん」 絵本作家の読み聞かせ

10月28日(土)、読み聞か
せフェアが国際交流会館で開催
され、絵本作家の真珠まりこさ
んが作品「もったいないばあ
さん」の読み聞かせを行い、町内
外から参加した子どもや大人約
140人が聞き入っていました。

その後の講演会では、「もっ
たいないばあさん」の制作意図
や絵本に込められたメッセージ
を紹介。真珠さんは「「もった
いない」とは、元々は仏教の教
えで命の大切さを伝える言葉。
「もったいない」という心を世
界の人々に伝えていきたいで
す」と話していました。

△読み聞かせをする真珠まりこさん



△醸造所が見えるカフェスペースと八木橋社長(上写真)

鶴田町にワイナリーが誕生

鶴田町小泉にある「WANO Winery(ワノワイナリー)」(八木橋英貴社長)が10月11日(水)にオープンしました。敷地面積は約1000㎡、ワイナリーは木造平屋約200㎡。ワインを造る醸造所のほか、カフェスペース、低温室などを備えています。醸造所には、発酵・貯蔵するタンクのほか、ブドウの茎を取り除く除梗破碎機や果汁を搾る圧搾機などを設置。

現在はスチューベンを使ったワインの仕込みに入っており、11月下旬～12月上旬の完成を目指しています。完成したワインは、ワイナリーで販売するほか、ネットや卸売業者を通して販売する予定です。

10月5日～7日のプレオープンでは、スチューベンやシャインマスカットを使ったケーキや焼き菓子が販売され、訪れた人たちがコーヒーや紅茶を飲みながら味わっていました。弘前市から訪れた田村ユカさんは「醸造を見ながらのカフェは新しいスタイル。スチューベンのワインができれば飲んでみたいです」と心待ちしている様子。八木橋社長は「スチューベンの町なのでワイナリーをやってみようと思った。『鶴田の気候や土壌でできた』鶴田ならではのスチューベンワインを造りたいです」と抱負を語っていました。